

2026 年度 高齢者ふくしガイドブック

豊岡市 健康福祉部 高齢者支援課

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

【対象者】 65 歳以上の要支援 1・2 の認定を受けた方、または「基本チェックリスト」（生活機能を評価する 25 項目の質問リスト）の所定の項目に該当した方。

■ ① 運動からだ元気塾（6 か月短期集中プログラム）

- 目的・内容：筋力・体力の低下が気になる方が、理学療法士の専門的指導のもと、週 1 回 90 分のトレーニングで日常生活の『ちょっとしにくい』を改善します。
- 実施場所：豊岡地域（ウェルストーク豊岡）、その他の地域（各健康福祉センターなど）
- 利用者負担：月額 700 円（送迎希望者は別途 1 往復 500 円）

■ ② 支え合い生活支援サービス事業

- 目的・内容：一人暮らし等で生活支援が必要な方に、地域受託団体が掃除・ゴミ出し・洗濯・買物などの家事援助や配食・安否確認を提供します。
- 利用者負担：月 6 回以上利用：月額 1,500 円 / 月 5 回以下利用：月額 1,000 円（配食・安否確認のみは無料、食材費等 市民税課税世帯：1 食 450 円 / 市民税非課税世帯：1 食 350 円）

■ ③ 支え合い通所介護事業

- 目的・内容：短時間の体操や食事、送迎などを提供します。（※運動からだ元気塾の利用者を除く）
- 利用者負担：1 回につき 300 円（昼食代は別途 700 円以内）

2. 在宅生活を支える福祉サービス

高齢者の方が住み慣れた自宅で安心して自立した生活を継続できるよう、各種助成・支援事業を行っています。

■ ① 食の自立支援事業（配食サービス）

- 対象者：65 歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、心身の疾病等のため調理が困難な方。
- 内容：週 3 回、昼食をお弁当としてお届けし、同時に安否確認を行います。
- 利用者負担：市民税課税世帯：1 食 450 円 / 市民税非課税世帯：1 食 350 円

■ ② 訪問理美容サービス事業

- 対象者：在宅生活で理美容店へ行くことが困難な、要介護 2 以上、肢体障害 1・2 級、または療育手帳 A 判定の方。
- 内容：訪問理美容を利用した際の費用の一部（1 回 2,000 円）を助成する利用券を交付（申請月により年間 2～3 枚）。

■ ③ 外出支援サービス助成事業（介護タクシー運賃助成）

- 目的：医療機関の受診や公共施設の利用等のため、指定の介護タクシーを利用した際の運賃の一部を助成します。
- 区分・対象・負担額：
 - 区分 1：人工透析者で公共交通機関の利用が困難な方（13 枚/月）。負担額：27km 未満 680 円など。
 - 区分 2：要介護 4・5 の方、またはストレッチャー・車いすがないと移動困難な方等（4 枚/月）。負担額：14km 未満 900 円など。
 - 区分 3：身体的理由で公共交通機関の利用が困難な 65 歳以上、障害手帳所持者等（4 枚/月）。負担額：3km 未満 900 円など。

■ ④ 家族介護用品支給事業

- 対象者：要介護 3 以上の高齢者と同居し、在宅で介護している家族（市民税非課税世帯に限る）。
- 内容：紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭材、ドライシャンプーと引き換えられる引換券を支給。
- 給付額：月額 6,000 円分

■ ⑤ 補聴器購入費助成事業

- 対象者：市内に住民登録がある 18 歳以上で、身体障害者手帳の対象とならないが両耳の聴力が 40dB 以上あり、医師が補聴器の必要性を認めた方（過去に本助成を受けていないこと）。
- 助成額：補聴器本体の購入費用に対して 上限 30,000 円（1 人 1 回限り、必ず購入前に申請が必要）。

■ ⑥ 生きがい活動支援通所事業

- 対象者：概ね 65 歳以上で、介護認定を受けておらず、基本チェックリストにも該当しない、支え合い通所介護の未実施地区にお住まいの方。
- 内容：給食や日常動作訓練、レクリエーション等のサービスを提供します。

■ ⑦ 要援護世帯雪下ろし援助事業

- 対象者：世帯全員が市民税非課税の、65 歳以上高齢者のみの世帯、重度障害者のみの世帯、母子世帯。
- 内容：居住する住宅の屋根の雪下ろしや最低限の片付けを専門業者等に委託した場合の費用を補助。
- 補助額：1 回あたりの費用の 2 分の 1（上限 3 万円、年度内 1 世帯 3 回まで）。

■ ⑧ 緊急通報システム事業

- 対象者：65 歳以上の高齢者のみの世帯、または緊急事態に対応できない身体障害者（固定電話回線が必要）。
- 内容：緊急通報装置、ペンダント、火災警報器を貸与。ボタン一つで消防本部に通報され、近隣協力者（要 3 名確保）や救急車が駆けつけます。
- 利用者負担：機器設置費用（半額：6,000 円程度）および使用に係る電気・通信料（貸与料自体は無料）。

■ ⑨ 救急医療情報キット配布事業

- 対象者：65 歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯など。
- 内容：かかりつけ医や持病などの医療情報を記入した用紙を専用の保管容器に入れ、冷蔵庫内に保管しておくことで、緊急時の迅速な救急活動につなげます（無料）。

■ ⑩ 人生いきいき住宅助成事業（住宅改造型）

- 対象者：要支援・要介護認定者、または身体障害者 1・2 級等のいる世帯（生計中心者の所得制限あり）。
- 内容：浴室、便所、玄関等のバリアフリー改造工事を、初回の介護保険等住宅改修と一体的に実施する場合に、その限度額を超える経費の一部を助成（上限 100 万円、着工前申請が必須）。
- 問合せ先 介護保険課（電話 24-2401）

3. 認知症対策と地域の居場所

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多様な支援を行っています。

■ 主な取り組み・相談窓口

- 総合相談：認知症地域支援推進員が中心となり、医療と介護の連携や地域の支援体制を構築。
- 専門医療：認知症疾患医療センター（豊岡病院内：TEL 22-1090）等との連携。
- 見守り・SOS ネットワーク：行方不明の心配がある高齢者の特徴や写真を事前登録（無料）。登録者には「登録番号付き反射ステッカー」を配布し、靴等に貼付して早期発見に役立てます。

■ 認知症サポーター養成講座

- 概要：認知症を正しく理解し、温かく見守る「認知症サポーター」を養成する講座（1 時間～1 時間 30 分）。区の会合、老人クラブ、企業、学校などの集まりに講師（キャラバン・メイト）を派遣します。

■ 豊岡市内の認知症カフェ（地域の集いの場）

認知症の人や家族、専門職、地域住民が気軽にお茶を飲みながら情報交換や相談ができる居場所です。

- 若年性認知症の人と家族のつどい：毎月第 3 水曜日 13:30～15:30（豊岡市役所立野庁舎）
- にじいろカフェ：毎月第 4 木曜日 13:30～15:30（特別養護老人ホームたじま荘）
- わ・え・ん：毎月第 3 土曜日 13:30～15:30（リハビリ処和恩）
- カフェふれでい：毎月第 2 月曜日 13:30～15:30（日高健康福祉センター）
- ひまわり：毎月第 1 金曜日 13:30～15:30（豊岡健康福祉センター）
- あおぞらカフェ：毎月第 3 金曜日 13:30～15:00（但東健康福祉センター）
- 楽々カフェ：5・7・9・11 月の第 3 木曜日 13:00～15:30（楽々むら）

4. 高齢者相談等・権利擁護

■ ① 成年後見制度

- 概要：認知症などにより判断能力が不十分な方を法的に支援する制度です。財産管理や介護サービスの手続き等の契約行為を後見人等が本人に代わって行います。
- 法定後見：既に判断能力が不十分な方に対し、程度に応じて家庭裁判所が「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選任。
- 任意後見：判断能力が十分なうちに、将来に備えてあらかじめ公正証書等で任意後見人を契約しておく制度。

■ ② 高齢者虐待防止・権利擁護

- 概要：虐待（身体的、心理的、経済的、性的、世話の放棄など）の早期発見や消費者トラブルの防止に努めています。「虐待かな？」と気づいた場合は、ひとりきりで悩まず、すぐに相談窓口へご連絡ください。守秘義務により相談者の情報は保護されます。

5. 相談窓口・お問い合わせ先一覧

■ 豊岡市

名 称	所 在 地	電 番 号	FAX 番 号
高齢者支援課 高齢者支援係	豊岡市立野町 12-12	29-0055	29-3144

■ 地域包括支援センター（お住まいの地域の包括へご相談ください）

地域包括支援センターには、保健師（看護師）、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3種の専門家が配置されており、連携して高齢者やその家族を支える総合相談窓口です。

地域	名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
豊岡	豊岡地域包括支援センター	豊岡市立野町 12-12	24-2409	24-9088
城崎 港	城崎・竹野地域包括支援センター	城崎町桃島 1057-1	32-4599	32-2940
竹野	城崎・竹野地域包括支援センター 竹野分室	竹野町須谷 1478	47-1425	47-1878
日高	日高地域包括支援センター	日高町祢布 891-2	42-0158	42-4731
出石	出石・但東地域包括支援センター	出石町福住 1302	52-7015	52-5716
但東	出石・但東地域包括支援センター 但東分室	但東町出合 433-1	54-0515	54-0182

